

## 光市公告第73号

浅江中学校移転改修事業について、公募型プロポーザルに係る受託者を募集するため、下記のとおり公告する。

令和5年10月6日

光市長 市川 熙

### 記

#### 1 事業名

浅江中学校移転改修事業

#### 2 事業内容

設計・施工一括発注方式により、旧光丘高等学校の施設（校舎、体育館、武道場、プール、付帯設備）の長寿命化対策改修を行う。

#### 3 契約期間

契約を締結する日から令和7年3月31日まで

#### 4 参加資格

浅江中学校移転改修事業公募型プロポーザル募集要項の「3 参加資格要件」の規定による。

#### 5 業務実施上の条件

- (1) 参加者は、設計者と施工者の共同企業体とする。
- (2) 共同企業体の構成員の重複参加はできないものとする。

## 6 審査・選定等

### (1) 選定審査

浅江中学校移転改修事業公募型プロポーザル評価委員会により行う。

### (2) 選定審査方法

提出された企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、事業の受託に最も適した者を選定し、優先交渉権者として特定する。

## 7 手続等

### (1) 浅江中学校移転改修事業に係る公募型プロポーザル募集要項等（以下「募集要項等」という。）の入手方法

市ホームページ (<https://www.city.hikari.lg.jp/>) に募集要項等を掲示するので、ホームページから入手すること。

### (2) 参加者構成表（様式第1号から様式第3号までを含む。）及び企画提案書の提出

#### ア 提出場所

〒743-0011

山口県光市光井九丁目18番3号

光市教育委員会教育総務課

#### イ 受付期間

令和5年10月6日（金）から令和5年10月27日（金）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

#### ウ 提出方法

提出場所に直接持参すること。

#### エ 提出書類

提出書類、様式及び部数については、募集要項等による。

## 8 契約の締結

6の(2)により特定した優先交渉権者と随意契約交渉を行う。なお、優先交渉権者が辞退したとき、資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と順次、随意契約の交渉を行う。

## 9 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、光市教育委員会教育総務課管理係（電話：0833-74-3601）とする。
- (2) 提出書類等の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外では参加申込者に無断で使用しない。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) その他詳細は、募集要項等による。